

きっかけは訪問購入？犯罪まがいのトラブルにご注意を！

事 例

自宅に訪問買い取りの電話勧誘があり、了承したところ、男性が訪問してきた。物置にある不用品を見せると「価値がない。貴金属はないか」と言われ、探すために家に入ると男性も一緒に入ってきた。男性が勝手に鏡台やタンスの引き出しを開けて貴金属類を物色し始めたので、売らないと断り、帰ってもらった。

数十分後に男性から電話があり、「間違ってお宅の貴金属類をいくつか持ってきてしまったので、すぐ返しに行く」と言われ、男性が貴金属類を持って謝罪に来た。返してはもらったが、そもそも誤って貴金属類を持ち帰るなどあり得ないと思う。価値のあるものか見極めてから盗もうとしたのではないかと。情報提供する。(70 歳代)



アドバイス

- 訪問購入の勧誘をきっかけとした、犯罪まがいのトラブル事例が発生しています。
- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人では対応せず、業者から目を離さないようにしましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断るようにしましょう。
- 不安なときは、警察や消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2 階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

